

国立能楽堂、国立文楽劇場の設立について

文化庁文化財保護部無形文化民俗文化課

我が国には、雅楽、能楽、人形浄瑠璃、歌舞伎をはじめ箏曲、長唄等の邦楽や上方舞など多くの伝統芸能が伝えられており、これらは、時代により消長はあったものの、それぞれ国民に愛好されて現在にいたっている。

そして、各時代の歴史の流れの中で磨かれてきたこれら我が国の伝統芸能は、歴史上、芸術上価値の高い美術工芸品や建造物が、国宝又は重要文化財に指定され保護されているように、重要無形文化財として指定され、その保存振興のため国によっていろいろの助成措置が講じられている。

その中で最も大きな保存振興施策は、世界各国がそうであ

るように、国立劇場を設置して公演や伝承者の養成あるいは調査研究等を行っていることである。我が国の国立劇場は、昭和四十一年東京都千代田区隼町に特殊法人として設立され、大劇場及び小劇場の二つの劇場施設において歌舞伎、文楽などを中心に各種芸能の公演を行うとともに、組織的、計画的に伝承者の養成等を実施してきたが、昭和五十四年には、大衆芸能のための演芸場等の施設が加えられ、事業の拡充が図られている。

しかし、多様な伝統芸能を保存していくためには、さらに一般国民が鑑賞できる機会をふやすことや、それぞれの特性

に応じた施設が必要であり、伝承者の養成も充実させていかなければならないことから、国立能楽堂、国立文楽劇場（いずれも仮称）の設立準備が進められている。

国立能楽堂

能楽は、世界の古典劇のうちでも極めて歴史の古いすぐれた舞台芸術であり、その高度に抽象化された技法による内面的表現形式のもつ現代的意義は、国境を越えて高く評価されている。しかし、いわゆる三役（ワキ方、囃子方、狂言方）が不足し、その後継者の養成確保が困難となってきたことと、多くの演能会が流儀や一門の公演という性格が強く、一般国民の能楽鑑賞の機会が限られていること、体系的な調査研究や資料の収集、記録作成等が立ち遅れていることなど、その保存振興の上で多くの問題をかかえている。

このような状況にある能楽については、現国立劇場の設立準備が進められてきたとき、その基本構想の中に大劇場、小劇場と並んで盛り込まれていたが、準町の敷地の建ぺい率等の制約から見送られ、懸案となっていたものであり、能楽関係者をはじめ広く各方面から国立能楽堂の早期設立が強く要

望されていた。

文化庁では、これらのことから、用地の選定を進めるとともに、昭和五十一年に国立能楽堂設立準備調査会を設け、基本構想の策定を行い、昭和五十三年度に基本設計、昭和五十四年度に実施設計を完了するとともに建築に着手し、現在工事は順調に進められている。能楽堂の事業と施設の概要は次のとおりである。

一 事業

- (一) 能楽に関する調査研究及び記録の作成
- (二) 能楽に関する諸種資料、用具等の収集、保存、活用
- (三) 能楽伝承者の養成
- (四) 能楽の公開
- (五) 能楽の普及
- (六) 能楽の保存振興事業に対する便宜の供与
- (七) その他能楽の保存振興に必要な事業

が主要な事業として予定されているが、その中でも特に重要な事業はワキ方をはじめとする三役の後継者の養成確保であり、現在シテ方の観世、金春、宝生、金剛、喜多の五流が約千人を数えるのに対し、ワキ方、囃子方四拍子（笛、大鼓、

小鼓、太鼓、狂言方はそれぞれ五〇人前後となっている状況から、能楽堂完成と同時にこれらの養成を始める必要があり、養成すべき人数や教科課程、講師の問題等について検討を進めている。また、公演事業については、定例公演、特別公演のほか、一般への普及公演、高校生等に対する鑑賞教室にも力を入れる予定であり、復曲、新曲等の研究公演も計画されている。

二 施設

- (一) 建設地 東京都渋谷区千駄ヶ谷四一八―一
- (二) 敷地面積 八、三〇九㎡
- (三) 構造規模 鉄筋コンクリート造 地下一階 地上二階 延床面積一〇、〇八〇㎡
- (四) 主要施設

公開関係施設は舞台、楽屋、観客席（約七〇〇席）、ロビー等があり、養成関係としては、研究・研修舞台、実技稽古室、講義室、講師及び研修生控室、資料・研究関係として図書資料室、面・装束・楽器収蔵室や資料展示室、調査研究室等が設けられている。これらの配置は、公演関係、展示室及び事務室は一階、養成と調査研究室

は二階に、図書資料室、用具収蔵室電気機械室、及び駐車場は地階に大きくわけている。

国立文楽劇場

歌舞伎と並ぶ庶民の芸能であった人形浄瑠璃は、元禄時代に古浄瑠璃を集大成して新領域を開いた義太夫節の竹本義太夫と近松門左衛門の作品を得て、隆盛期をむかえ、大阪を中心に発展し親しまれてきたが、戦後の著しい社会的、経済的変化や文化的関心の多様化などの影響を受けて在来の存立基盤が弱まってきた。特に一つの人形を三人で遣うという世界でも類例のない操法のため、技芸員が多く必要である反面、人形の大きさから鑑賞には大きな劇場が不適であり、興行上の採算がとりにくく、民間経営が困難となり、危機におちいり、昭和三十八年、財団法人文楽協会が設立され、国、大阪府、大阪市、放送文化基金等の援助のもとに公演事業等を行ってきた。

一方、国立劇場においても、文楽協会と提携し、小劇場において公演を行うとともに昭和四十七年度から二年課程の研修を行い、後継者を養成してきているが、文楽技芸員の大部

分が京阪神在住であるにもかかわらず、発祥、発展の地であり、本拠となるべき大阪に専用劇場がなく、民間劇場(朝日座)を借用している状態で、公演回数や技芸の練磨向上のための稽古も制約されている。さらに、大阪ことばを基本とする義太夫節など上方色の濃厚な文楽にとって養成の場を大阪に移す必要など解決すべき問題を多くかかえてきた。

これらのことから、かねてから文楽関係者をはじめ、大阪府、大阪市、大阪財界等地元から大阪に国立文楽劇場設立が要望されており、文化庁では昭和五十二年に国立文楽劇場設立準備調査会を設けて、その基本構想の策定を進めてきたが、大阪市から用地として南区の高津小学校跡地の提供を受けるなど地元の積極的な協力のもとに、昭和五十四年度には基本設計ができあがり、昭和五十五年度末には工事に着手するはこびとなっている。

この国立文楽劇場は、文楽を中心とする劇場ではあるが、歌舞伎や邦楽、邦舞等の公演も行い、広く関西における伝統芸能の保存振興を図るものとして構想されており、その事業及び施設の概要は次のとおりである。

一 事業

延床面積 一二、五〇〇㎡

(四) 主要施設

公開関係施設は、廻り、廻り舞台、文楽廻し、花道等を備えた伝統的舞臺、楽屋、大道具室、観客席(約八〇〇席)、ロビー等で、総稽古、研究公演等使用する小ホール(客席約三〇〇)や人形・衣裳・小道具の修理室等も併設される。養成関係としては、太夫、三味線、人形の実技研究室及び講義室等があり、このほか図書、資料室、人形等資料の展示室、收藏室等も設けられている。一階はエントランス・ロビー、展示室、食堂、二階には舞臺、楽屋、観客席、三階は小ホール、図書室等があり、四階、五階が養成関係と事務室が置かれ、地階は舞臺奈落、電気機械室、駐車場等となっている。

この国立能楽堂、国立文楽劇場は、それぞれ完成のあかつきには、国立劇場に出資され、一体的に運営される予定となっているが、これらがすべて整備されると、我が国の最も代表的な芸能である能楽、文楽、歌舞伎は専用施設及び大衆芸能の施設を有することとなり、それらの伝承者養成も効果的

(一) 文楽を中心とする伝統芸能の公開

(二) 文楽伝承者の養成

(三) 文楽の首・衣裳・小道具等の修理・保存及びそれらに関する技術技能の研究・保存

(四) 文楽を中心とする上方芸能の調査研究及び資料の収集、保存、活用

(五) 伝承芸能の保存振興事業に対する便宜の供与等

これらのうち、文楽の公演事業については本公演をはじめ、文楽教室や若手による文楽公演を拡充することとし、地方公演の普及充実を図ることが計画されている。さらに、東京の国立劇場で行われている養成事業を文楽劇場に移行すること、若手技芸員の専門的研修を充実させることなどのほか、首の修理等、文楽の保存に必要な伝統的技術技能の伝承も積極的に図っていくこととしている。又資料展示等も行い、公演以外の普及事業にも力を入れる予定である。

二 施設

(一) 建設地 大阪府南区高津町三番丁三の二

(二) 敷地面積 四、四六四㎡

(三) 構造規模 鉄筋コンクリート造 地上五階 地下二階

に実施できる体制ができ、又その他の伝統芸能にとっても、東京と大阪の二大中心地に拠点をもち公開ができることとなつて、我が国の伝統芸能の保存振興の基本的な条件が整うこととなる。

太田聰雨 星をみる女性

太田聰雨が昭和五年第一七回院展に出品した「浄土変」は、初入選のうえ美術院賞を受け、おおいに画壇の注目を集めた。大和国当麻寺の御堂深く、蓮糸で曼陀羅を織る中将姫を描いたその作品は、流麗な描線と清雅な色彩により、気品のある浪漫的詩情をたたえていた。それは小林古徑、安田靉彦らの影響のもとに育ったこの画家の芸術の基調を示すものとなり、以後の風俗画にも引き継がれていった。「星をみる女性」は昭和九年の「種痘」に続く現代風俗画連作の一つで、昭和十一年改組帝展に出品されて文部省買い上げとなった。簡潔な描写の中に清楚な美しさを表現しており、和服の女性と現代科学という組み合わせの意外性がこの作品の発想の基にある。

しかし、組み合わせがいかに新奇で人の意表をつくものであっても、また女性がいかに美しく描かれていても、現代風俗を表現したといってみるところで、実はこうした美人画にはリアリティがないのではないかという疑問がつきまとう。作者はこの問題に悩み、昭和十年代の中頃から次第に歴史風俗画に、さらに戦後は構成的な表現へ移り、以後大作の美人画は描かなかった。

(岩崎吉一)

編集後記

▽近時、第三次全国総合開発計画や新経済社会七か年計画においても、国民の生活や教育、文化、福祉への視点を強めるなど、国の施策が経済中心から文化重視へという時代認識の転換のものと展開されるようになっていく過程において、中央教育審議会が「地域社会と文化」の問題を取り上げ、昨年六月に答申を出したのを機に、文教行政がいろいろ強く意識されるようになってきています。このような背景の下で、激しい人口移動、都市化の進行等々によって地域社会の姿も、住民の意識も大きく変わった後、最近社会、経済変動がやや沈静化する中、改めて伝統文化を見直し、更には地域社会再生の期待を地域の伝統文化に求めようとする傾向が、住民にも行政にも強くなってきました。

▽今月は、伝統文化の継承と今後の発展を期するための課題等を広い視野から取り上げました。建築と生活との関係から日本の住宅建築の特徴を考察した関野論文、伝統芸能における日本の文化現象である家元制度等の伝承方式について考察した西山論文のほか、地域社会において秀れた伝統芸能や伝統工芸を支え、あるいはその継承に苦闘されている人々の状況報告なども掲載しました。▽次号は「国際化の進展と海外子女教育」を特集します。(企画室)

MEJ 61 月刊 「文部時報」 11 月号 第1242号

著作権 昭和55年11月5日 印刷
所有 昭和55年11月10日 発行

文 部 省

発行所 株式会社ぎょうせい
本社 東京都中央区銀座7丁目4番12号 (郵便番号 104)
(営業所) 東京都新宿区西五軒町52番地 (郵便番号 162)
電話 東京 (268) 2141 (代表)
振替口座 東京 9-161番
印刷所 株式会社 行政学会印刷所

定価 200円 (千33円)
年間購読料 2400円 (千共)
・ただし、増大号、臨時号の場合は別に代金を申し受けます
・なお、購読のお申し込みは直接営業所またはよりの書店をお願いします